三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領

本要領に基づき交付する補助金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）三重県交通事業者感染症対策費用等補助金（県単独事業）

（２）三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金（燃料価格等高騰分、デジタル化等および実証運行）

附　則

１　この交付要領の県単独事業は、令和２年７月１０日から施行する。

２　この交付要領の県単独事業は、令和２年度予算から適用する。

３　この交付要領の国協調事業は、令和２年１０月２０日から施行する。

 ４　この交付要領は、令和２年１２月２３日から施行する。

　５　この交付要領は、令和３年６月１７日から施行する。

　６　この交付要領は、令和３年６月２９日から施行する。

　７　この交付要領は、令和３年１２月２３日から施行する。

　８　この交付要領は、令和４年１月２６日から施行する。

　９　この交付要領は、令和４年７月１９日から施行する。

１０　この交付要領は、令和５年２月２７日から施行する。

１１　この交付要領は、令和５年８月１５日から施行する。

１２　この交付要領は、令和７年１月２７日から施行する。

＜三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金（燃料価格等高騰分、

デジタル化等および実証運行）＞

（通則）

第１条　三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日 国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成28年2月29日 観観産第690号）、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（平成28年2月29日 観観産第690号）、自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（令和4年1月7日 国自技環第131号、国自旅第380号、国自貨第89号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））（令和５年５月１６日 環水大自発第2305162号）、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び地域連携・交通部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第241号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第２条　この補助金は、燃料価格高騰等に直面している交通事業者を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図り、県民が県内交通を利用しやすい環境整備を目的とする。

（補助対象期間）

第３条　本事業における補助対象期間は令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとする。

（補助対象事業等）

第４条　知事は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下この事業において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２　補助対象経費の範囲は、別表１に掲げる経費とする。

３　本事業における補助対象事業者は、別表１に掲げるとおりとする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、別表１に掲げる額以内とする。

（補助金交付申請）

第６条　補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付を受けようとする会計年度の３月３１日（別表１に定める公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用は、３月３日）までに様式第１号による交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

一　交付申請事業表（様式第１号－１）及び下記の添付資料

　ア　国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱及び地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱 （環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金交付要綱（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））に基づき提出した補助金交付申請書類及び（ある場合は）実績報告書類の写し

　　　　ただし、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金及び地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱（環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金交付要綱（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））の対象でない場合は、補助対象経費の算出資料を添付すること。

二　申請者（役員等）に関する事項（様式第１号－２）

三　補助対象事業に、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱及び地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）交付要綱、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱 （環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金交付要綱（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））及び本補助事業に基づく支援以外の国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、その内容及び額を証明する書類

四　別表１に定める燃料等価格高騰については、動力使用量が確認できる書類

五　別表１に定める実証運行については、運行期間、運行回数、輸送人員等を記載した書類

（交付の決定及び通知）

第７条　知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、予算の範囲内において交付決定を行い、様式第２号による交付決定通知書に交付決定事業表（様式第２号－１）を添付し、補助対象者に通知するものとする。

２　知事は、前項の通知に際して、次の各号に掲げる条件その他必要な条件を付すことができる。

一　三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

二　暴力団排除要綱第８条第１項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

（交付決定の変更等の申請）

第８条　補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第３号による交付決定変更申請書に交付決定変更申請事業表（様式第３号－１）を添付のうえ、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第９条　知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第４号による交付決定変更通知書に交付決定変更事業表（様式第４号－１）を添付し、補助対象事業者に通知するものとする。

２　知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第10条　補助事業対象者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第11条　補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに様式第５号による状況報告書に事業遂行状況表（様式第５号－１、様式第５号－２）を添付し、知事に提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条　補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに様式第６号による完了実績報告書に事業完了実績表（様式第６号－１）を添付し、知事に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度４月30日までに様式第７号による終了実績報告書に事業終了実績表（様式第７号－１）を知事に提出しなければならない。

２　補助対象事業者は、別表１に定める燃料等価格高騰分について前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、動力使用量が確認できる書類を添付するものとする。

３　補助対象事業者は、別表１に定める実証運行について第１項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、運行期間、運行回数、輸送人員等を記載した書類を添付するものとする。

（補助金の額の確定等）

第13条　知事は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定に内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第８号により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条　補助対象事業者は、県からの補助金の支払いを受けようとするときは、様式第９号による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

（事業の中止等）

第15条　補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の整理）

第16条　補助事業対象者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後５年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第17条　補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第18条　補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

一　取得財産等の得喪に関する書類

二　取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

２　前項で規定する期間は、国の処分制限期間告示に定める期間とする。

（取得財産の管理等）

第19条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第20条　補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び国の耐用年数省令を勘案して、国が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

２　補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第10号による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

３　知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

別表１（第４条、第５条、第１２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助金額 |
| 地域鉄道運行事業者養老鉄道株式会社三岐鉄道株式会社四日市あすなろう鉄道株式会社伊賀鉄道株式会社伊勢鉄道株式会社乗合バス運行事業者三重交通株式会社　 三交伊勢志摩交通株式会社　 三重急行自動車株式会社 八風バス株式会社　 三岐鉄道株式会社一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業に限るまた、高速路線バス及び廃止代替バス等の市町から委託を受けて運行している事業は除くものとする航路事業者　 津エアポートライン株式会社 志摩マリンレジャー株式会社あご湾定期船事業に限る伊勢湾フェリー株式会社 | ○令和７年１月分～令和７年３月分令和７年１月分から３月分までの動力使用量に、燃料等の価格高騰分として以下の単価を乗じた経費軽油　11.39円／Ｌ重油　12.8円／Ｌ電気　1.27円／kwh※鉄道、乗合バスのうち、路線が複数の県に跨る場合は、動力使用量に高騰分単価を乗じた額に、三重県内における営業キロ数を全営業キロ数で除して得た割合を乗じて得た額を補助対象経費とする | 補助対象経費に１／２を乗じた額以内 |
| 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査費は除く）※補助対象経費の算出方法は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金及び地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））によるものとし、同事業の補助対象事業者については、同事業に交付申請した補助対象経費を本補助金の補助対象経費とする | 補助対象経費に１／４を乗じた額以内※ただし、補助対象経費から国庫補助金額を差し引いた額が、補助対象経費に１／４を乗じた金額を下回る場合は、補助対象経費から国庫補助金額を差し引いた額とする※ただし、バス導入への支援はＥＶバス（充電設備を含む）に限ることとし、国の補助額に１／２を乗じた額以内とする |
| 計画に基づく実証運行に要する費用（２か月分）※補助対象経費の算出方法は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金における交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業によるものとする※安定的な運行に向けて次の事項に取り組む「安全・安心再構築計画」を策定し、申請書に添付すること・利便性向上・業務の効率化・利用促進に向けた取組・運行見通しの確立 | 補助対象経費に１／２を乗じた額以内 |
| タクシー事業者三重県に本社・本店の住所をおく一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定の一般乗用旅客自動車運送事業者を除く） | 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査費は除く）※補助対象経費の算出方法は、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金及び地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））によるものとし、同事業の補助対象事業者については、同事業に交付申請した補助対象経費を本補助金の補助対象経費とする | 補助対象経費に１／４を乗じた額以内※ただし、補助対象経費から国庫補助金額を差し引いた額が、補助対象経費に１／４を乗じた金額を下回る場合は、補助対象経費から国庫補助金額を差し引いた額とする※ただし、タクシー導入への支援はＥＶタクシー（充電設備を含む）に限ることとし、国の補助額に１／２を乗じた額以内とする |

1. 国庫補助金額とは、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱及び地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））の額をいう。

２．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

３．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第１１号に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

４．補助対象事業に、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（交通ＤＸ・ＧＸによる経営改善支援事業等）、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金交付要綱及び地域における受入環境整備促進事業補助金（交通サービスインバウンド対応支援事業及び交通サービス利便向上促進等事業）、自動車環境総合改善対策費補助金（事業用自動車における電動車の集中的導入支援）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 （環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業）、脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））及び本補助事業に基づく支援以外の国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、本補助事業の補助金額の調整を行う場合がある。

５．補助金額に千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

様式第１号（第６条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付申請書

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金　　　　　　円を交付されるよう、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第６条の規定により、別紙のとおり申請します。

様式第１号－１（第６条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付申請事業表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象事業の着手及び完了予定日 | 補助対象経費 | 国庫補助等予定金額 | 補助金額 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 |  |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（添付書類）（１）補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎

（２）その他申請に必要な書類

様式第１号－２（第６条関係）

申請者（役員等）に関する事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職名 | よみがな氏名 | 生年月日 | 性別 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式第２号（第７条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　様

三重県知事

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金

交付決定通知書

令和　　年　　月　　日　　付け第　　号で申請のあった「令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金」については、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第７条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

１　補助金の交付の対象となる事業、補助金の額並びに補助対象経費及びその配分額は、別紙のとおりとします。

２　補助対象事業者は、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の定めるところに従わなければならないものとします。

３　三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱第８条第１項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告してください。

様式第２号－１（第７条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付決定事業表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象事業の着手及び完了予定日 | 補助対象経費 | 国庫補助等予定金額 | 補助金額 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 |  |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

様式第３号（第８条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

　　令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金

交付決定変更申請書

　令和　　年　　月　　日　　付け第　　　号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の（内容・経費の配分）を変更したいので、別紙のとおり申請します。

様式第３号－１（第８条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付決定変更申請事業表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象経費 | 国庫補助等予定金額 | 補助金額 |
| 変更前 | 変更後 | 交付決定済額 | 変更申請金額 | 交付決定済額 | 変更申請金額 | 増減 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） |  |  |  |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |  |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |  |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計　 | 　 | 　 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）　以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する

（添付資料）　（１）変更する補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎

（２）その他申請に必要な書類

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　様

三重県知事

　　令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金

交付決定変更通知書

　令和　　年　　月　　日　　付け第　　　号をもって補助金の交付決定の変更申請のあった標記補助金に係る補助対象事業については、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第９条の規定により、別紙のとおり交付決定を変更したので通知します。

様式第４号－１（第９条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付決定変更事業表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象経費 | 国庫補助等予定金額 | 補助金額 |
| 変更前 | 変更後 | 交付決定済額 | 変更申請金額 | 交付決定済額 | 変更申請金額 | 増減 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） |  |  |  | 　 |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |  |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |  |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 |  |  |  |  |  |  | 　 |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 |  |  |  |  |  | 　 |  |
| ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計　 | 　 | 　 |  |  |  |  |  | 　 |  |

様式第５号（第１１条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

　　令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金

事業状況報告書

令和　　年　　月　　日　　付け第　　　号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の実施状況について、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第１１条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第５号－１（第１１条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金事業遂行状況表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象経費 | 国庫補助等予定金額 | 補助金額 | 実施額 | 差額 | 進捗率（％） | 年度末までの実施見込額 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） | 　 | 　 |  |  |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |  |  |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |  |  |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 |  | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | 　 | 　 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する

様式第５号－２（第１１条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金事業遂行状況表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象経費 | 国庫補助等予定金額 | 補助金額 | 実施額 | 差額 | 進捗率（％） | 年度末までの実施見込額 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） | 　 | 　 |  |  |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |  |  |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |  |  |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 |  | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 | 　 | 　 |  |  |  |  |  |  |  |

（注）以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する

様式第６号（第１２条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

　令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金

事業完了実績報告書

令和　　年　　月　　日　　付け第　　　号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援交付要領の第１２条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第６号－１（第１２条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金事業完了実績表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象経費 | 国庫補助予定金額 | 補助金額 | 実施額 | 差額 | 補助金未受領額 | 備考 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） | 　 | 　 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） |  |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 　 | 　 |  |  |  |  |

（注）　以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する

（添付書類）　（１）補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類及び実績額を確認できる書類

（２）補助対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等を添付する

様式第７号（第１２条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

　令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金

事業年度終了実績報告書

令和　　年　　月　　日　　付け第　　　号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の年度終了実績について、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第１２条の規定により、別紙のとおり報告します。

様式第７号－１（第１２条関係）

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金事業終了実績表

補助対象事業者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 補助対象事業の種別(補助対象経費の区分) | 補助対象事業の内容 | 補助対象経費 | 国庫補助予定金額 | 補助金額 | 年度内実施額 | 差額 | 進捗率（％） | 繰越額 |
| 1 | 燃料等価格高騰 | 軽油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） | 　 | 　 | (動力使用量　　Ｌ×11.39円） |  |  |  |
| 重油 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  | (動力使用量　　Ｌ×12.8円） |  |  |  |
| 電気 | 令和７年１月～令和７年３月 | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  | (動力使用量　　kwh×1.27円） |  |  |  |
| 2 | デジタル化システム化グリーン化 | 　 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| 3 | 実証運行 | ○月分 | 　 | 　 | 　 |  |  |  |  |
| ○月分 |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  | 　 | 　 |  |  |  |  |

（注）　以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する

様式第８号（第１３条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

　　　　　　　　様

三重県知事

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金の額の確定通知書

　令和　　年　　月　　日　　付け第　　　号をもって実績報告のあった標記補助金については、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第１３条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

１．確定補助金額　　　　　　　　金　　　　　　　　　　円

様式第９号（第１４条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称　　　　　　　印

　令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金支払請求書

令和　　年　　月　　日　　付け　　　　第　　　号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、下記のとおり補助金の支払いを請求します。

記

１．補　助　金　額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

２．受　　取　　人　　　　住所

　　（口座名義）　　　　　氏名

３．振込先金融機関

　　及び支店名

４．預　金　種　別

５．口　座　番　号

※金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式第１０号（第２０条関係）

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

　　財産処分承認申請書

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金交付要領の第２０条の規定に基づき、申請します。

記

１．処分しようとする財産の明細

２．処分の内容

３．処分しようとする理由

４．その他必要な事項

様式第１１号

第　　　　　　号

　年　月　日

三重県知事　あて

住　　　　所

氏名又は名称

令和　年度三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金に係る

消費税の額の確定に伴う報告書

 令和　　年　　月　　日　　付け　　　　第　　　号をもって額の確定通知のあった標記補助金に係る補助対象事業の消費税について、以下のとおり報告します。

記

 １．補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

 ２．補助金の額のうち消費税相当額 　 　　円

 ３．２のうち仕入控除の対象とならなかった額　　　　　　　　　　　　　　　円

 ４．補助金返還相当額（２の額から３の額を差し引いた額） 　 円

 注）別紙として確定申告書等を添付することとする。